破産手続廃止

平成２８年（フ）第７３０４号
東京都中央区築地７丁目11番５号
破産者　株式会社コスモ通信社
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３２５号
東京都葛飾区新小岩２丁目32－４　さつまコーポ２Ｆ
破産者　向後　幸大
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４６８号
東京都北区十条仲原２丁目２番７号　榎本ハイツ１Ｆ
破産者　株式会社ギャラクシー
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４６９号
東京都北区十条仲原４丁目７－２　大野方
破産者　氏山　高明
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４６７１号
千葉県富里市七栄93―83
破産者　蕨　小百合
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７７７号
東京都練馬区桜台３丁目44―２―210、開始決定時の住所東京都練馬区桜台３丁目35―16―405
破産者　桑原　久幸
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１４０号
東京都八王子市上柚木３丁目５－９―509
破産者　大槻　則之
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１７７号
東京都港区芝浦３丁目６―10―405
破産者　松本　伸也
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４４５号
東京都町田市三輪町150―４
破産者　安倍偉慶こと　肖　　偉慶
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５５２号
東京都新宿区新宿３丁目11番11号　ダイアン新宿ビル４階
破産者　株式会社ととまる
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５５３号
埼玉県川口市芝新町15―２、開始決定時の住所東京都荒川区町屋２丁目17―２―310
破産者　夏山圭源こと　曺　　圭源
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０２５号
埼玉県八潮市浮塚391―101、住民票上の住所東京都足立区千住３丁目63―501
破産者　米田　重成
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６０９９号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20―25―907、開始決定時の住所千葉県船橋市藤原３丁目17―５―502
破産者　上田　哲朗
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１４２号
東京都台東区台東３丁目41―10
破産者　二宮　洋一
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１５６号
東京都三鷹市中原３丁目７－９―205
破産者　河村　俊樹
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６１６５号
東京都練馬区豊玉中３丁目22―15　コーポ77―202
破産者　西　　佑子
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２１８号
東京都江戸川区西小岩２丁目18―７―601
破産者　市村　幸貴
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２８９号
東京都江東区東陽３丁目24―12―501
破産者　神戸　浩治
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６２９０号
東京都江東区東陽３丁目24―12―501
破産者　神戸　朋子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４０７号
東京都杉並区西荻南４丁目32番６号　ハイツ神泉205号
破産者　有限会社桐プロダクション
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４０８号
東京都杉並区桃井４丁目12―６―202
破産者　亡片桐隆相続財産
1　決定年月日　平成30年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部